

平成26年度 土木工事積算基準 改定概要

大臣官房 技術調査課
総合政策局 公共事業企画調整課

■主な改定のポイント

施工実態を反映し、土木工事積算基準を次の通り、改定を行う。

- ①維持修繕工事等の標準歩掛等の新設・見直し
- ②間接工事費率(共通仮設費率、現場管理費率)の見直し(施工箇所点在や小規模施工に対応)
- ③工事一時中止に伴う費用の算定方法を見直し
- ④東日本大震災被災3県専用の積算基準の一部見直し

①維持修繕工事等の標準歩掛等の新設・見直し

- ・ 橋梁補修関係の3工種の歩掛を新設
(断面修復工、ひび割れ補修工、表面被覆工)
- ・ 切削オーバーレイ工、堤防除草工、道路除草工の歩掛見直し
- ・ 全面改定15工種、一部改定22工種
- ・ 建設機械等損料の改定



②間接工事費率の見直し

- ・ 間接工事費を算定する、工事箇所の単位を直径5 kmから1 km程度に見直し
- ・ 小規模施工の実態に合わせるため、より小規模の工事の間接工事費率を設定

現行率式対象額下限 →	共通仮設費(下限値)	
	600万円	16.64%
見直し ↓		
改定率式対象額下限 →	200万円	28.49%

③工事一時中止に伴う費用の算定方法の見直し

- ・ 工事一時中止に伴い増加する費用の算定に用いる経費率を現行の率から20%割増し
- ・ 新たに基本計上費用を計上
(土木一般世話役×中止日数)

④東日本大震災被災3県専用の積算基準の一部見直し

- ・ 土工【3工種】
ダンプトラック不足等→日当り作業量低減を10%から20%に見直し
- ・ コンクリート工【29工種】
セメント供給不足等 →日当り作業量低減10%を継続
- ・ 建設機械等損料の維持修理費率を5%割増し

①維持修繕工事等の標準歩掛等の新設・見直し

- ① 社会インフラの老朽化に対応するため、新たに⁽¹⁾橋梁補修用の積算歩掛を3工種新設。
- ② ⁽²⁾維持修繕用の歩掛の改定を3工種実施。(堤防除草工、道路除草工、切削オーバーレイ工)
- ③ 地盤改良用として「中層混合処理工」の積算歩掛を新設。
- ④ 適用範囲、日施工量、資機材等の改定を8工種で実施(深礎工、トンネル工(NATM)(機械掘削工法)、防雪柵設置及び撤去工、足場工、支保工、大型土のう工、架設支保工、公園植栽工)
- ⑤ 排出ガス基準値や、建設機械の保有形態等の改定を22工種で実施。
- ⑥ 建設機械等損料については約4,000機種種の改定を実施。環境型建設機械への買い換えが進んだことや維持修理費の増大により、全体平均で**2%UP**。特に、道路維持管理用機械については、**4%UP**

(歩掛の詳細はhttp://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000024.html参照)

(損料の詳細はhttp://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000025.html参照)

(1)橋梁補修用積算歩掛の新設

【断面修復工】

- ・コンクリート構造物の劣化により、欠落した部分等の断面を修復する工法。



【ひび割れ補修工】

- ・コンクリート構造物の劣化により、ひび割れした部分を充填剤等を用い補修する工法



【表面被覆工】

- ・コンクリート構造物のコンクリート表面を被覆材で覆う工法。



(2)維持修繕用の歩掛の見直し

【堤防除草工・道路除草工】

- ・堤防及び道路の除草・集草・運搬を行う作業。
- ・現道脇での作業もあり、**飛び石防護**を行う場合の歩掛を追加。加えて単位当たり施工数量を見直し。



除草作業

【切削オーバーレイ工】

- ・傷んだ舗装面を切削・撤去し、新たに舗装を施工する工法。
- ・施工量が少ない場合の**小規模施工**の歩掛を追加。



路面切削作業

②間接工事費率の見直し(施工箇所が点在する工事の積算)

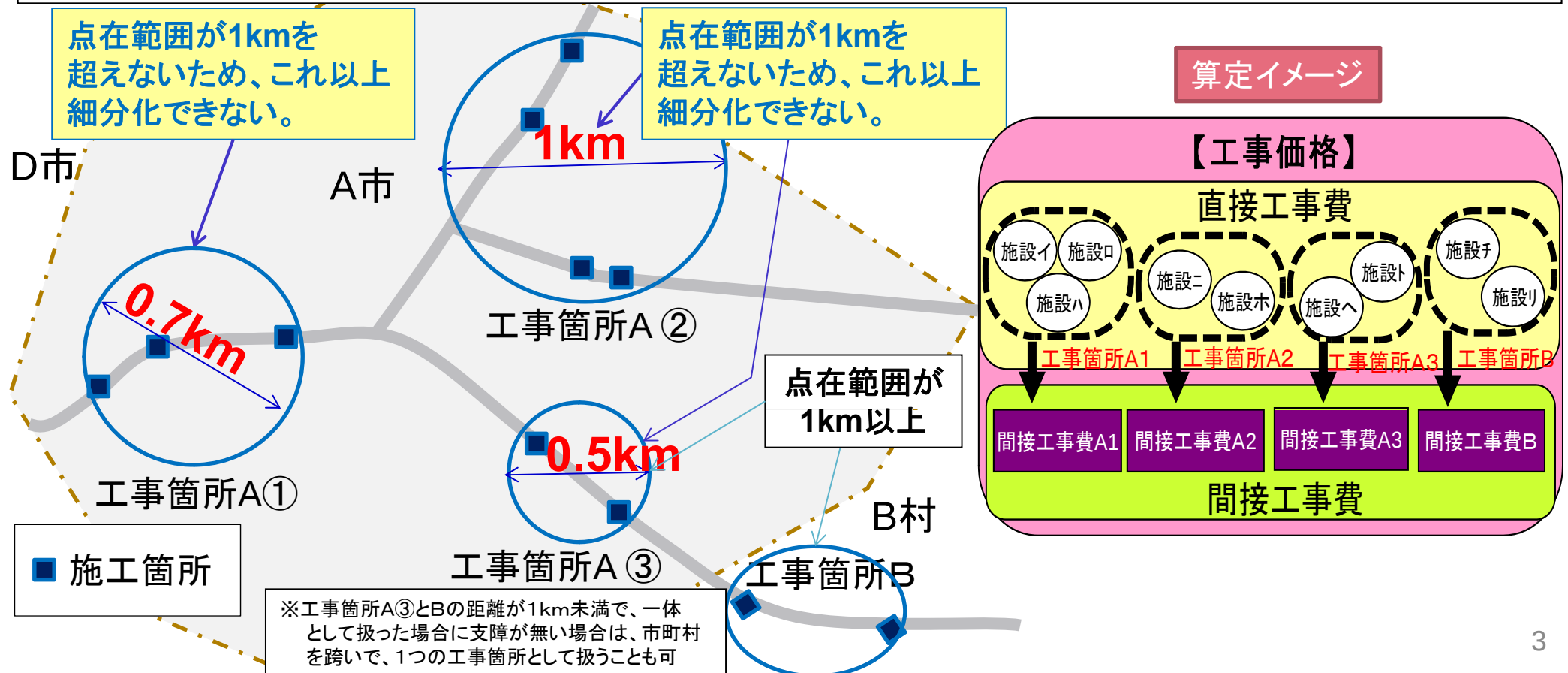
○現在の算定方法

- ・直径5km程度以上を越える点在範囲については、別箇所として扱い、箇所毎に間接工事費を算定。

○平成26年4月からの算定方法

適正な予定価格の算定および不調不落後の対策として、次の算定方法を実施。

- ・原則市町村単位で箇所を設定した上で、なお直径1km程度以上を越える点在範囲については、別箇所として扱い、箇所毎に間接工事費を算定。
- ・変更契約において、新規工事箇所の追加(工事原価まで官積算100%)を認める。
(新規工事箇所が不調不落となった箇所であり、既契約工事の主たる工種に該当することを基本とする)
- ・直接工事費の日当り施工量等の選択条件を箇所毎に算定することとする。



②間接工事費率の見直し(小規模施工用の間接工事費率を設定) 国土交通省

維持修繕工事における小規模点在施工等の支出実態に整合した間接工事費を設定するため、現在の間接工事費率対象額下限値(共通仮設費600万円、現場管理費700万円)以下の間接工事費率(共通仮設費200万円以上、現場管理費200万円以上)を設定する。

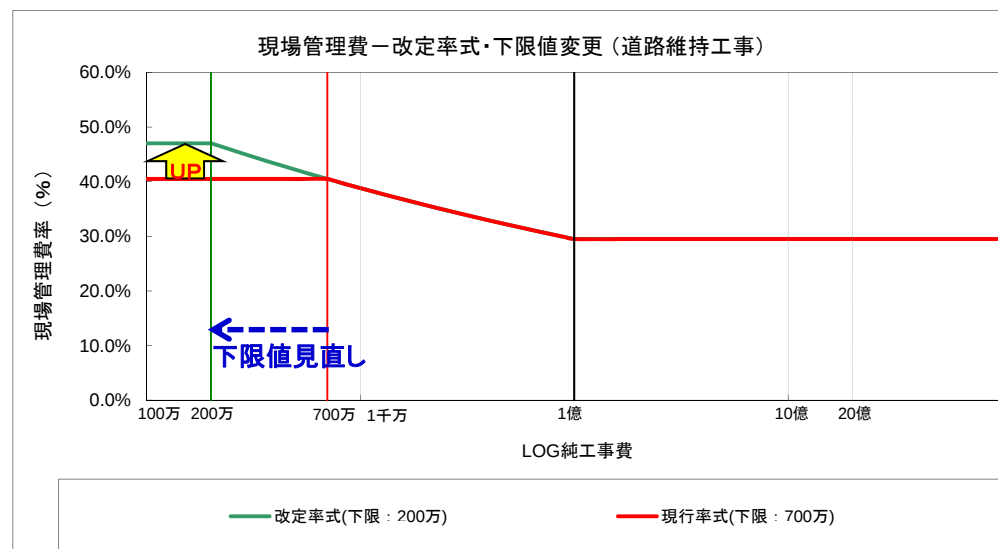
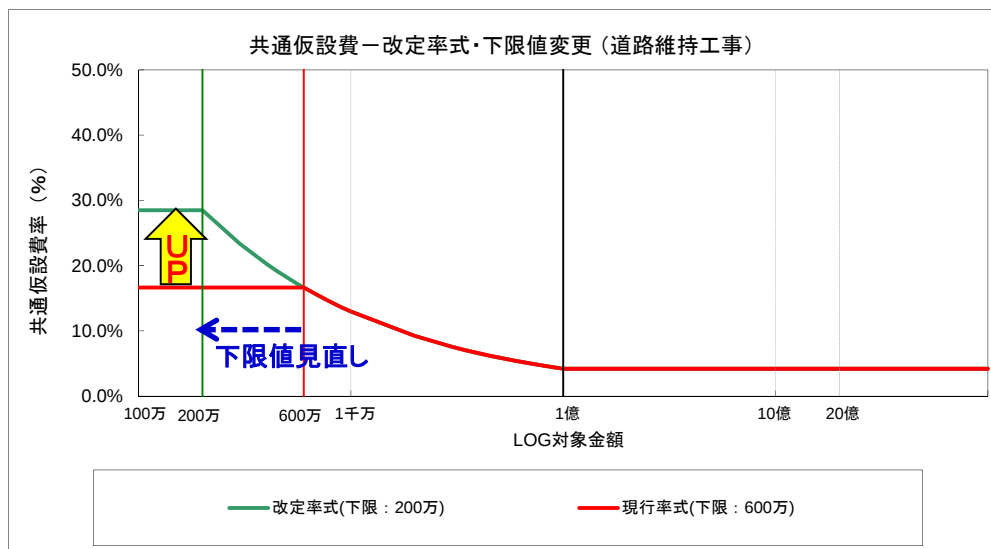
現行率式対象額下限 →

道路維持工事				河川維持工事			
共通仮設費(下限値)		現場管理費(下限値)		共通仮設費(下限値)		現場管理費(下限値)	
600万円	16.64%	700万円	40.50%	600万円	8.34%	700万円	34.30%



改定率式対象額下限 →

200万円	28.49%	200万円	47.02%	200万円	9.05%	200万円	38.42%
-------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	--------



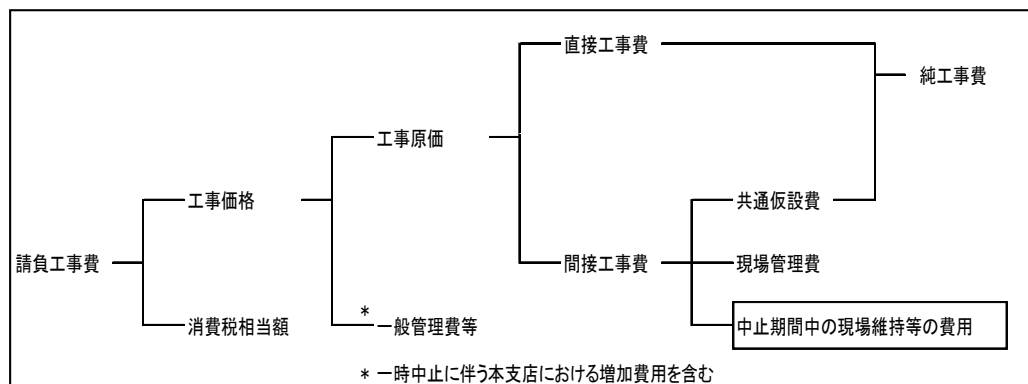
◆見直し後の間接工事費率の適用は、平成26年度の土木工事積算基準から適用する。

③工事一時中止に伴う費用の算定方法の見直し

○常駐人件費を考慮し、**基本計上費用**を計上し、**現行の経費率についても20%割増し**。

$$\text{工事一時中止に伴う増加費用} = \underbrace{\text{工事一時中止に伴い増加する経費率}}_{20\% \text{割増し}} \times \text{純工事費} + \underbrace{\text{基本計上費用}}_{\text{追加計上}}$$

※土木一般世話役(約2万円)/人×中止日数



工事一時中止に伴う増加費用とは、現場維持等に要する費用及び本支店における増加費等。

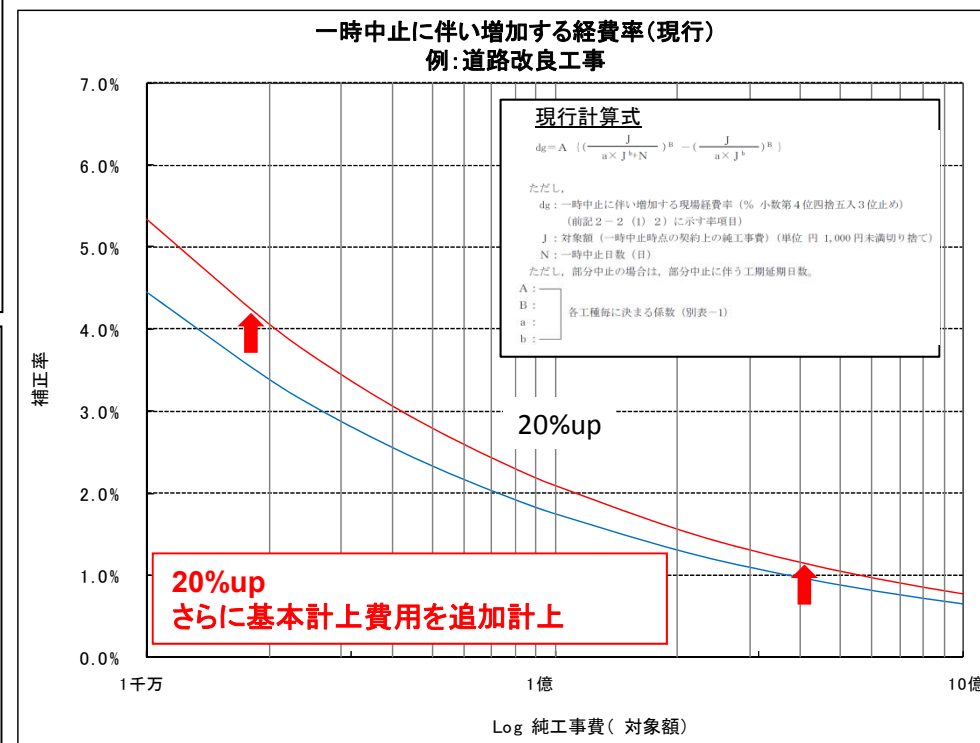
中止期間中の現場維持等に要する費用

(率計上項目)

- ・運搬費の増加費用 搬入済み機械の工事現場外への搬出・搬入等
- ・安全費の増加費用 保安施設、保安要員等
- ・役務費の増加費用 土地の借上げ、電力及び用水等の基本料金
- ・営繕費の増加費用 現場事務所、労働者宿舎等の営繕損料
- ・現場管理費の増加費用 現場維持のために常駐する社員等従業員給料等

(積上げ項目)

- ・直接工事費に計上された材料等の中止期間中に係る損料額及び補修費用等



◆見直し後の工事一時中止に伴う費用の算定方法の適用は、
平成26年度の土木工事積算基準から適用する。

④東日本大震災被災3県専用の積算基準の一部見直し

概 要

- 東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）では、早期復興に向け大規模な復旧・復興事業が推進されており、工事量の増大による資材調達不足等で、日当り作業量の低下が生じている。
- 「がれき処理などで扱う作業対象物によって機械の損耗が激しい」「悪路での施工や足場の悪い場所での施工が増大」「コンクリートガラなど機械の消耗を早めるような作業対象物が増大」等によって機械の修理費に変化がみられる。



- 調査の結果、「土工」及び「コンクリート工」において、日当り作業量の低下を確認したため、日当たり作業量を補正した復興歩掛を策定。
- ブルドーザ、バックホウ、ダンプトラックの維持修理費が増大したため、維持修理費率を補正。

積算基準の見直し内容

①土工における日当たり作業量の補正（掘削積込～土の敷均し・締固めまでの一連作業）【3工種】

日当り作業量を10%補正していたものを**20%**補正に見直し。

②コンクリート工における日当たり作業量の補正【29工種】

コンクリート打設を行う工種で実施している日当り作業量の**10%**補正を継続。

③建設機械等損料の維持修理費の補正

ブルドーザ、バックホウ、ダンプトラックの3機種について、工事費の積算に用いる運転1時間当たり損料を3%割増ししていたものを**5%割増し**に見直し。